

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第36号 (2012年9月)



第35号目次

- 監事のページ「住民人権学習」/3
- 評議員のページ「続 大阪ミナミ その今と昔」/4
- 評議員のページ「人のつながりが生む力」/7
- 寄稿「格差社会と人権・差別について」/9
- 楽遊ガイド「朝日新聞阪神支局襲撃事件から25年の集会で」/10
- 報告「2012年度『部落問題は今、研究会』より」/12
- 書評・この一冊「内部被曝の真実」/23
- 豊中地域から「水平社発祥の地を訪ねる」/24
- 蛍池地域から「盛大に納涼祭を開催」/25
- 新聞切り抜き帖から「オスプレイの強行配備に思う」/26
- あとがき/27
- 人権相談の現場から/28

表紙の写真「リバティ全国ネット設立集会」

1985年に開館した人権博物館「リバティおおさか」が存続の危機を迎えている。大阪府と大阪市が運営補助金を2012年度限りで廃止するとの方針を決定したからだ。7月21日、リバティホールで行われた「リバティの灯を消すな全国ネット設立集会」では、様々なマイノリティの立場の人が「リバティおおさか」をなくしてはならないと訴えた。

設立に深く関わった一人でもある寺本知さん（故人）は、「リバティおおさかの目的」について、次のように言っている。

私としては、差別との戦いと言いたいが・・・。

具体的には、差別をしてはならぬということを啓発する博物館である。

人間としてほんとうの人間の心を養う所である。

そのために、リバティはたんに歴史的、古い資料を展示するだけでなく、人間の心の解放をめざしたあらゆるもの、方法を取り入れる。

見る、聞く、行動する、参加する。

創造、鑑賞し、感動し、感激し、歓喜する。

リバティは、楽しいところでもある。感動するところでもある。

手創りが大切、その手造りのあたたかい心が大切。

リバティは、人間性を取り戻すところである。

四半世紀かけて築いてきたものは軽くはないはずだ。人間の心が詰まった博物館は私たちのかけがえのない財産でもある。（事務局：ささき）

監事のページ

住民人権学習

【谷村 政廣（監事）】

今年もT市の住民人権学習の進め方を企画する時期がきました。住民学習支援者の役割を担って8年目に入り、マンネリ化を打破して、一步でも前進する学習内容の企画検討に入った時期です。既に「人権啓発推進員研修」、「人権学習支援者研修会」も終わり、各地域での今年度の研修内容の検討が行われている時期です。年間を通じて「人権文化をすすめる市民運動」を実施していますが、特に、8月は協調月間として、市民、関係団体とともに運動を展開しています。

人権学習では市民一人ひとりが、それぞれの立場で学び、身につけた能力や技能を生かしながら、暮らしのなかで人権を尊重した生き方、人権を生かした生き方、豊かな人間関係の構築に向けて、主体的に取り組む。そのために身近な各集落において自治会等のあり方や生活上の課題解決についても、人権の視点を通して見直すことが重要課題で広く市民に人権尊重の精神を培い、豊かな人権感覚を育むとともに、様々な人権問題の解決に取り組む市民の育成、「人権文化の根づくまちづくり」の創造をめざすことがこの学習会の目的です。

9月から各地域で学習会を実施しますが、参加者のニーズを大切に、学習内容や学習方法を一方的に押し付けたりすることのない様に配慮し、市民が主体とな



るための条件整備を行政が行うという認識で、市民と行政が協働してその年度の方針を推進する取り組みを展開いたします。

今年度は

◎推進スローガン

「人権文化を育む豊かなまちづくり」

○目標

- 1 「ひと」と「自己実現」
個人として尊重され、「自己実現」ができる社会
- 2 「ひと」と「共生」
温かい絆や豊かな人間関係を構築する「共生社会」
- 3 「ひと」と「まち」
参加・参画により、個性や能力が発揮でき、「生き甲斐がもてるまち」
安全に、安心して暮らせる「快適なまち」
- 4 「ひと」と「環境」
自然との共生を図るなか、心を癒し、生活に「潤いと恵みをもたらす環境」

学習計画・学習手法は、各地域の人権啓発推進員・人権学習支援者が企画いたします。「講演型」・「ビデオ観賞型」・「討論型」・「参加型」・「現地研修型」等の中から選択しますが、「ビデオ観賞」後「討議」する方法が多く採用されています。今年度の啓発ビデオは「桃香の自由帳」（兵庫県人権啓発協会企画）が採用される地域が多いようです。

今回私たちの地域（210戸）では、「日常生活に生かせる人権感覚」と「共生社会の実現」を目指した学習を推進する企画で計画中です。討議の内容も、これまでトップダウン型であった学習内容からボトムアップ型の「問題提起型教育」に転換する方向で考えています。

これまで、二歩進み一歩後退する様な学習会でしたが、長年の積重ねた学習会のおかげで内容を理解して頂ける方もあり、今年度の私の役割は、「自己理解をベースにしつつ、他者や社会の理解へと向かう」糸口の年に考えて計画しています。

支援者の一番大切な役割は、学習会のファシリテーター役です。当日の学習会をいかにスムーズに進め、助言をおこなうか？参加者から活発な意見がでるか？情報や考え方の視点を提供できるか？

この暑い時期ですが、避けて通れない一つの行事になっています。

評議員のページ

続 大阪ミナミ、その今と昔

【西田 益久（評議員）】

第30号（2011.3）にて道頓堀や千日前を「大阪ミナミ、その昔と今」として紹介したことがあった。ミナミは大阪を代表する歓楽地であり、日々刻々進化し遊興を求める人々を一息に飲み干すトパス（場）でもある。

さて、その続きである。天王寺から阪堺電車に乗り、阿倍野区民センターで降りる。歩いてもたかが知れた距離だが、路面電車に揺られるのも一興である。区民センターの西一帯に広大な阿

倍野墓地が広がる。ここは千日前にあった墓地を大阪府が明治になって移転した場所である。財界の五代友厚や大大阪をつくった関一市長なども眠るが、その一角に千日前の繁栄を築いた香具師・奥田弁次郎の墓もある。

さて、明治以後の千日前はどんな様子であったか。道頓堀や心斎橋の賑わいとは異なり、墓地が阿倍野に移転されたとはいえ誰も近づくことがなかった。当時、千

日前は人骨が野に晒され、灰山がいくつも築かれていた。夜ともなると幽霊があちこちで目撃されるなどの噂が絶えなかったらしい。

この土地に目をつけたのが香具師の奥田弁次郎である。大阪府はこの千日前墓地跡を土地再生のために、1坪辺り50銭を付けて引き受け手を探したのである。その話に飛びついたのが、これまでうだつのあがらなかった弁次郎であった。爾来、女房フミと二人三脚で事業を起こすきっかけともなったのである。

弁次郎はこの地に取り残された茶店を買い取り、小屋がけにし、見世物商売を始めた。妻フミは日頃から猿を可愛がっていたが、その猿を客寄せに使ったのである。「猿が接客しよる、なかなかおもしろいでえ」そこは大阪のことである。たわいないことが人の知るところとなり、新名所となるのに多くの時間はかからなかった。やがて見世物は義太夫・奇術・活動写真・講談や剣舞と大衆娯楽に及んだ。するとたちまち千日前が衆目を集める所となった。そうなると弁次郎の真骨頂、香具師として弁舌が冴え渡る。また、木戸銭は取らなかった。お代は見てのお楽しみ、演目

が終わるごとに投げ銭を受け取るのである。まさに大道芸さながらである。

女房フミの才覚はさすがであった。役者のギャラは胴元弁次郎との折半、手を抜かず芸を磨けば客が喜び、芸人の実入りも良くなる仕掛け、こうしたやり方が受けて小屋は大繁盛を遂げるのである。やがて海外からも奇術やサーカス団を招聘する。香具師仲間呼びかけ遊戯施設を出すなど如才がなかった。興行主としてやることの全てが当たったのである。

1885年(明治18年)南海電気鉄道難波駅が開業すると千日前は一気に発展、芝居小屋や寄席、映画館が立ち並び、今の千日前の原型が出来上がることになる。

さて、注目したいのは弁次郎の墓である。弁次郎の墓の横に建てられた立派な顕彰碑、これはあてのない旅芸人たちの供養のために建立されたものである。故郷にも帰れず親兄弟にも看取られず行き倒れとなった無名の芸人たちを懇ろに弔ったのである。こうした弁次郎の人情には心打たれる。

阿倍野墓地センターからやや西に下る。そこが大阪ディーブ・サウスの象徴である飛田新地である。周囲を隔絶するような高いコンクリートの壁が立ちはだかる。それは「嘆きの壁」と呼ばれ、多くの女性が塀の向こうの娑婆を夢に見たに違いない。さらに区域の外れに飛田観音がある。「やすらかに来りて眠れ この飛田に有縁無縁の浄刹創らむ」、碑文は哀れみを誘う。絶望の淵より多くの女性が、明日





へ望みを繋ぐため深い祈りを捧げたであろう。今も手向けられた花が飛田遊郭に有縁無縁の女性を慰める。野の露と散った女性一人ひとりの身の上を想像するにつれ、切ない思いがしてならなかった。

飛田遊廓は、難波新地乙部遊郭が全焼した後、1916年（大正5年）に築かれた遊廓である。妓楼の数は昭和初期には200軒を超える。戦災により多くの妓楼が焼失したが、戦後に赤線として復活、1958年（昭和33年）の売春防止法施行以後は料亭街『飛田料理組合』となっているが、現在も当時の雰囲気伝えてる。

その中でも「百番」は群を抜く妓楼である。今は料亭として営業している。飛田の中では番号が大きいほど遊郭の品格を表しているらしく、百番は大門からも最奥手にあり、当時から敷居の高い妓楼であったらしい。一見（いちげん）はお断り、威風堂々たる唐破風、1階に格子窓が備えられ、2階に高欄が設えている。2000年5月に登録文化財の指定を受ける。

百番から猥雑な小料理が並ぶ町家の通りを抜けると飛田大門に至る。そこから商

店街を抜けて山王に通じる途中に珍しい「猫塚」がある。この辺りは棟割長屋が連なり、肩が触れそうなほどの狭隘な道が続く。地図と睨めっこしながら細々とした路地の奥に松乃木大明神があった。三味線の形をした「猫塚」も小さな境内の一角に祀られている。猫塚は三味線を作るために猫の皮を必要としたもので、犠牲となった多くの猫を弔うものである。

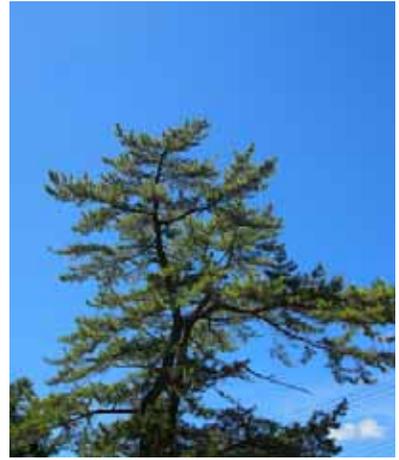
またここには近松門左衛門の顕彰碑がある。何でも天王寺公園内にあったものらしいが、1901年（明治34年）の第五回内国勸業博覧会により、現在地に移転されたものらしい。近松門左衛門の碑には「近松巢林子」と刻まれており、一瞬誰のことかと訝る。武士の出自を持つ彼が被差別民と間違われぬよう素性を隠したものだと言われている。

さらに商店街を天王の交差点に向かって進むと、上方演芸発祥の地「てんのじ村」の碑が見えてくる。戦後この界隈には都蝶々をはじめお馴染みの平和ラッパ・日佐丸、海原お浜・小浜、人生行朗・生恵幸子、笑福亭松鶴（六代目）などの芸達者が住み着いた。多い頃には400人近い芸人がここでスポットライトを浴びることを夢見て芸を磨いた。天王寺は交通の要所、ここを中心として、どこの舞台にでも出かけられるという立地の良さもあった。今は「てんのじ村」という記念碑が秋田實の筆により刻まれている。ここが大阪のお笑いを育てた聖地であることに気づく人はどれくらいいるだろうか。

最後にさらに太子交差点へと進むと飛田太子地蔵が迎えてくれる。大阪に四ヶ所あり、道頓堀・天満・天王寺、そして飛田である。かつて非人と呼ばれた人たちの居住地のことである。飛田遊郭のはるか昔より、この地には有縁無縁の墓地が広がり刑場もあったとされている。

幕末1837年（天保8年）2月に大塩平八郎の乱が大阪で起きたのはよく知られている。救民を掲げ幕府に反旗を翻したのである。しかし、乱はすぐに鎮圧され、大塩平八郎以下首謀者は磔の刑に処せられる。その刑を執行したのが飛田垣外の非人たちである。19本の磔の柱には一人を除いて塩漬けの死体がぶら下げられた。大塩はおろか誰の死体とも判別できなかったそうである。ここにも飛田の歴史がある。

今は飛田墓地も飛田垣外（かいと）跡も何も残されていないが、太子地蔵尊だけが在りし近世の名残を留めているようでもある。



注記 千日前との繋がりから阿倍野墓地・飛田新地と巡ったが、通常とは逆回りの案内である。

●参考 「悪所」の民族誌：沖浦和光
都市大阪と非人：塚田孝

評議員のページ

私たちは、さまざまな絆によって結ばれ、お互い支え合い、助け合って、この社会を維持しています。ところが最近、「家族の絆」「社会の絆」をうまく結べない人たちが増えています。孤独の中で亡くなるお年寄り、誰からも顧みられないことで自暴自棄になる若者たちなど、人と人との関係が希薄になっているように思います。

人は人とのかかわりの中で成長し、人

人のつながりが生む力

【高野 アヤ子（評議員）】

と協力することで大きな力を生み出し、人とのつながり中で幸せを感じます。個人主義が蔓延し、人間関係が苦手な若者が増えている中で、人と人の絆、協調と協働の大切さについて考えてみました。

一本の矢をおることはたやすいが、三本束ねるとなかなか折れない—戦国時代の武将・毛利元就の「三本の矢」の逸話のとおり、人間も一人ひとりの力は小さいかもしれないが、「三人寄れば文殊の知

恵」と言われるように、人と協力することで大きな力が発揮できると思います。

野球やバレーボール、サッカーなどの団体競技を見ていると、スター選手ばかり集めたチームが勝てなかったり、逆に個々人の力はそれほどでなくても、全体としてまとまっているチームが格上の相手に勝利することがよくあります。何よりもまずはチームワークです。一人ひとりが互いを理解し、尊重して、みんなで同じ目標に向かっていけば、一人十人の力が二ではなく、四倍にも五倍にもなります。

一九八〇年代の終わり頃まで、日本を経済大国に押し上げた原動力として、「集団主義」がもてはやされました。これは、個人の考えよりも集団としての調和を大切にしようというもので、ほとんどの日本人は、自分たちを幸せにしてくれるのは会社や地域コミュニティだと信じていました。しかし、バブル経済がはじけてから、集団主義は音を立てて崩れ始めました。生活が豊かになり、集団の中で生きること息苦しさをを感じる人が多くなったのでしょうか。

いくら個人主義がいいといっても人間が「人の中で幸せを感じる」動物であるかぎり、そこから逃れることはできません。職場や地域コミュニティなど、これまで私たちが生きてきた集団の再生は、これからの日本にとって必要ですし、最も重要なのは家族の再生、つまり家族の絆の再生です。

「人は人中、木は木中」という言葉のとおり、木は木々の中にあつてこそ生きていける、人も人々の中にあつてこそ生きていける、自分とつながっているすべての人たちに感謝し、いい関係を築いていこうと思います。



人権文化のまちづくり講座

部落問題の「現在(いま)」を考える

とき：9月26日（水）13時30分～

ところ：豊中市立蛍池公民館（ルシオーレビル5階）

講師：高田一宏さん（大阪大学大学院准教授）

無料（どなたでも参加いただけます。）

【山本 柳絮】

私は、過去二年間、豊中市同和問題解決推進協議会の委員を拝命しました。私がこの任務に応募致したのは、何の合理的根拠もなしに、人が人を差別することへの憤りからでした。本来、人間はこの世に生を受けた時より、平等でなければならない。それが、部落出身者であるというだけで、生涯隠然とした差別の仕打ちを受けるといふ実態が現存し続けていることへの憤りである。個人が持ち合わせている能力とか、特性を疎外し、その人の進路選択の自由を歪曲させるのである。それは、結果的に現代社会においては大きな損害でもある。

私が小学生の頃、近所に優秀な高校生のお兄さんがいました。後に知ったのですが、その方は部落出身でした。高校卒業までは、差別という問題は直面することもなく、深夜まで勉強に勤しみ、見事ストレートで京都大学に合格されました。しかし、大学二年の冬に突然、雪深い山中に入り、自殺されました。

まだ幼少の私でもその悲惨さに胸を痛めました。彼は、真白な雪に抱かれるように静かに横たわっていたそうです。もし彼が、差別ということのない社会で生存していたなら、多大な社会的貢献を行ったかもしれません。

被差別者への圧殺的な陰険さは、当然非難されるべきであり、他方、彼の能力が抹殺されたことの社会的損失も考えねば



ならない。

さすがに現代社会では被差別者が死に追いやられるという事案は、少なくなったと思うが、隠然とした差別の実態は存在する。

大正十一年に水平社が結成され、被差別部落の自主解放を目指した運動が展開された。止むに止まれぬ抗議行動は、自己の存在を懸けた内面パトスの発揚がある。つまり、憤りを伴うのである。

最近の大衆運動には、この突き上げるような憤りが存在しない。なんとなく参加し、なんとなく消えていく「雲散霧消」の運動が目立つ。運動そのものに「憤り」を基底とした、堅固な目的と信念が必要であり、堅実な絆で結ばれた信頼関係がなければならない。

階級的なものが階層的なものに変質したことによる「プチブル的憤りの矮小化」は、運動そのものを消滅させてしまうのである。

また、水平社の運動理念である「自主

解放」についても、深く考え、常に頭頂に掲げ置くべきである。大衆化社会、ツイッター時代と言われても、運動の主体は常に被差別者中心に構成され、運動方針も彼ら（被差別者）が主体で展開されねばならない。

政党政治の無気力感、談合、馴れ合いが蔓延し、議会制民主主義が完全に崩落した現在、プチブル（小市民・資本主義

社会の小市民）へと埋没させられた国民は、今ここに憤怒の雄叫びを発し、真の解放を求めて立ち上がらねばならない。無気力、無関心から完全に覚醒し、自主解放の運動に全ての国民は参加しなければならない。今まさに、その時は到来しているのである。

最後に、俳句を二句書かせていただきます。

◎むつかしき世をひらひらと桜舞う

さなぎ あげは
◎蛹より生るる揚羽や山の寺

楽遊ガイド

朝日新聞阪神支局襲撃事件から25年の集会で、それでも、すてたもんじゃない。新人記者の姿に希望を見出すと、むのたけじは語った。

34号と関連。96歳の現役ジャーナリスト、むのたけじが、あの集会のゲストで神戸に来るって？。ほんとに？主催の朝日新聞労組に確認し、参加を申し込む。車いすで登場した小柄な彼は、カン高い、大きな声で精力的にしゃべり、熱意は「遺言」として伝わってきました。ほぼ印象どおりの方でした。

1987年の4月、連休前に異動の内示がありました。「いずれは…」と思っていた私自身は、他（職場）ではやらない、と決めてはいたものの、休み中に、一応の「家族会議」をやり、明けに、その旨を上司に伝えることにしていました。

そのさなかの憲法記念日。衝撃的な事件が起こり（5月3日20時15分）、忘れ

ることのできないゴールデンウィークとなりました。「赤報隊」なるものによる「すべての朝日社員に死刑をいわたす」「反日朝日は五十年前にかえれ」（注）との犯行声明があり、憶測も飛び交いましたが、2002年5月3日時効となり、前・後に起こった事件ともども、いまだ未解決です。2009年には「実行犯」を名乗る「告白手記」が「週刊新潮」に4回にわたり掲載されましたが「誤報」で幕となりました。

「誰が息子を撃ったのか」「なぜ息子は殺されなければならなかったのか」と問い続け、毎日、墓参りをかかさなかったご両親も、お父さんは昨年7月亡くなられ、

お母さんは高齢者住宅で生活をされ、墓参りもままならなくなっています。

この事件で犠牲となった小尻知博記者が、知り合いのK・Sが拘束具を使って指紋をとられたことを記事にしていたことなどもあり、彼らは翌年の5月3日から、阪神尼崎駅前、追悼集会を、また、主催者の労働組合も「言論の自由を考える5・3集会」を行い始め、25年継続しています。

阪神支局の資料室には応接セットなど、当時のまま保存してあり、現場写真、記事など、展示してあります。毎年5・3前の追悼展示以外は申し込みが必要です。検索でも関連がでてきますが、現実を目の当たりにすると鳥肌が立ちます。

集会パンフの主催の朝日新聞労組の「はじめに」が心に残ったので紹介します。

1987年5月3日の夜、兵庫県西宮市にある朝日新聞阪神支局に、目だし帽の男が押し入って散弾銃2発を発砲、小尻知博記者（当時29）を殺害し、犬飼兵衛記者に重傷を負わせました。朝日新聞労働組合は翌年から、憲法記念日でもある5月3日に「言論の自由を考える5・3集会」を開き、事件を風化させず、市民と連帯して



言論への暴力に立ち向かおうと活動してきました。

事件から25年。この間、マスメディアに向けられる目は厳しさを増しています。昨年3月に起きた東日本大震災や福島第一原発の事故の後、政府や東京電力に対する市民の不信感は、マスメディアにも「真実をつたえていないのではないか」という疑念となって突きつけられました。原発政策の行方や、低線量被曝のリスク、汚染がれきの処理などをめぐっては、異なる価値観が対立し、市民の間に相互不信のような状況も生まれています。政治への失望から、社会の閉塞感を打破するため、強権的なリーダーシップを待望する動きも加速しています。

今回の5・3集会では、市民に渦巻く「不信」を時代の一つのキーワードととらえ、「不信の壁を越えて3・11後の言論と社会」とのテーマを設定しました。震災や原発事故の報道をふりかえりつつ、社会や世論はどのように変化しているのか、それに対して、マスメディアはどのような役割を果たすべきか……。マスメディアも一端に連なる不信を乗り越えるため、原点に立ち返って考えたいと思います。

（注）1937年7月7日盧溝橋から日中戦争へ。11月20日「宮中」に大本営設置。12月13日南京占領、大虐殺。

【石原 敏（評議員）】

6月22日の「研究会」では、「両側から超える」立場の普遍性～この間の議論の到達点としての～と題して、前半は、部落問題との出会いについて、後半は、部落問題の解決に向けたアプローチについて、四天王寺大学の平川茂さんにお話しいただきました。以下は、その要約です。



1. 『同和はこわい考』の衝撃

部落問題については大学入学以来関心をもち、勉強もしていたのですが、1987年に藤田敬一さんの『同和はこわい考』という本に出会ってから、それまで以上に本腰を入れて勉強しないとイケないという気になりました。

この本では、被差別側の「弱さ」が強調されていました。1960年代から70年代初めにかけて、「部落民にとって不利益なことは差別だ」ということ、また「ある事象が差別かどうかを決定するのは部落民だけである」ということ—これら2つの考えが背後にあって、「何らかのことが部落民にとって不利益だと考えられた場合、それは差別なのだから、行政に対してこの不利益を何とかして！」と要求することが盛んに行われていました。

この主張は、それが言われ始めた頃は、部落差別を個人の問題としてではなく、あくまでも社会的な問題としてとらえようとする、極めてまっとうなものだったのですが、1965年に同和对策審議会答申が出され、その4年後に同和对策事業特別措置法ができて、部落問題の解決は国の責任でやっていくということになっ

てくると、この主張がいれば「水戸黄門の印籠」みたいになってしまって、「自分たちにとって不利益なことは差別だから何とかして！」と要求すれば、すべて認められようになってしまった。部落民のなかにも、このことを当然とみなしたうえで、「自分たちは特別なのだ」とみなす感性が生まれてきたのではないか。

藤田さんは、このように部落民が自分を特権的な存在とみなすことに何の疑問もたなくなったことに対して、「これでいいのか、このままだと部落民は人間としてダメになってしまうのではないかと考えて、警鐘を鳴らしたのでした。私がそれまで勉強してきた中で、差別された人たちの「弱さ」を指摘したものはなかったもので、藤田さんのこの本は、非常に新鮮に思われました。

では差別する側、とりわけ解放同盟の周辺にいて、その運動を支援する人たちはどうだったのか。問題はなかったのか。実はそこにも問題はありました。藤田さんは、支援する人たちの中に、部落民に「すり寄る」ような態度があることを指摘しています。すなわち、「差別されている人たちは、差別されているだけで、非常に深刻な

状態、ひどい状態に置かれているのだから、あの人たちの言うことに異論をさしはさむことなどできない。それに比べて、自分たちは差別する側にいるのだから、部落の人の言うことを聞いて、ひたすら差別の現実を学ばなくてはいけないのだ」と。ここには、「差別される側」がもつぱら指導し、「差別する側」はそれに従うのみという、「指導—随伴関係」が生まれている—藤田さんはこう指摘していました。この指摘は、私にとって衝撃でした。というのは、今まで、こんなことを言った人はいませんでしたから。

ところで、なぜ私は、こういう指摘（部落民のなかにある「弱さ」の指摘および支援する側にある、部落民に「すり寄る」態度の指摘）に感応したのでしょうか。

ひとつは、釜ヶ崎にある「西成労働福祉センター」に勤めておられた住田一郎さんとの出会いがありました。1983年ごろから私は釜ヶ崎の問題に関わるようになりました。そこで、住田さんと知り合いました。住田さんは、すでに1981年に書かれた論文のなかで「部落民の「弱さ」（とりわけ自己中心性）」を指摘されたうえで、「それを克服することが最も大事なことなのだ」と言われていました。こういうことをめぐって、住田さんとはいろいろ話をしていました。早い時点で部落民の「弱さ」を指摘していた住田さんと出会っていたことが、藤田さんの主張に感応する下地を作っていたのだと思っています。

もうひとつは、釜ヶ崎の問題に関わる

ようになるなかで、釜ヶ崎にも「釜日労」（釜ヶ崎日雇労働組合）という労働組合があつて、それはいろんな点で困難を抱えた労働者の状況を改善するうえで大きな役割を果たしていることを知るようになりました。もし、この組合がなかったら、釜ヶ崎の労働者の状況は最悪のままであつたと思われる。その限りで、「釜日労」の貢献には非常に大きなものがありました。

しかし、釜ヶ崎の問題に関わるようになって3～4年した頃から、この「釜日労」の運動のあり方に対して疑問を持つようになりました。それは、「釜日労」の人たちがやっている運動というのは、どうも、私には、釜ヶ崎の労働者のあり方に寄り添うのではなく、それをあまり考えないで行われているのではないか、つまり、何かしら自分たちの主義・主張を実現するために、釜ヶ崎の労働者に、自分たちのイデオロギーを押しつけるみたいなどころがあつて、非常に乱暴な言い方ですけれども、一種の「引き回し」みたいな感じが抜けませんでした。

それを当時一緒に研究していた研究者仲間にも言うこともあつたのですが、その時には「たとえそういう面がまったくないわけではないとしても、「釜日労」の人たちは非常にしんどい状況のなかで一生懸



命やっているのだから、彼らに対して批判めいたことは言わずに、彼らを支えていくことが大事だ」といって、たしなめられることがよくありました。しかし、そう言われても、「やっぱり違うのではないか」という思いは私の中にずっとあって、それが藤田さんの議論に惹かれる、もう一つの下地になっていたのかなと、今ではそう思っています。

2. 「学会」での苦い体験

藤田さんの本と出会った頃、私は「解放社会学会」という、部落差別をはじめ、さまざまな差別問題を研究する人たちが作っている学会に入っていました。藤田さんの本が出版されると、この学会でも、これをどう評価するかということが問題になりました。1988年2月の学会の総会でのことだったのですが、そこに出席していた人のほぼ全員が「タイトルを見ただけで、あんなのは読まなくてもわかる」と一蹴していました。それに対して私が、「読まないことには、始まらないでしょう」と言っても、まったく受け入れてもらえませんでした。それだけではなかったのですが、これが主な理由となって、その後、私はこの学会から遠ざかりました。



「解放社会学会」から気持ちが離れていき出した頃、私

は、釜ヶ崎や山谷といった「寄せ場」の労働者の研究をしている人たちが作っていた「寄せ場学会」に参加しました。しかし、ここでも「解放社会学会」で見られたのと似たことが起こりました。それは、1988年4月の第2回総会での記念講演をめぐってでした。その時の記念講演は師岡佑行さんがされました。この講演録を『年報』に載せようとなったときに、クレームが来ました。

当時、師岡さんは藤田さんと同じく、「差別される側」の問題を指摘していました。「寄せ場学会」のメンバーの中には、師岡さんの「差別される側」の問題を指摘するような議論に納得できない人たちが、少数ながらいました。彼らは師岡さんの記念講演を『年報』に載せるのに強く反対しました。反対する人は少数でしたが、彼らは学会の重要メンバーであったので、彼らの反対意見が通ってしまって、結局、師岡さんの記念講演の『年報』掲載は実現しませんでした。当時、総会の記念講演は必ず『年報』に載せるという方針が取られていましたので、「師岡さんの記念講演に限って、内容が自分たちの考えに合わないから載せるなど主張している人たちの立場を認めることはおかしいのではないか」と言って、私たちは抗議したのですが、認めてもらえず、最終的に、私たちが一部の人たちのゴリ押しに屈した形になってしまいました。

3. 「人権問題論」の担当が転機に

1990年代の中ごろから、長居公園でもテントが400～500とか、大阪城公園でも

200～300とかに増えて、大阪全体ではホームレスが6000人にも登るようになってきました。それで、私の関心もますますホームレス問題に向かうようになって、部落問題からはだんだん遠ざかるようになりました。

ところが、2009年の2月になって、大学から、次年度、大学院で、「人権問題論」を担当してほしいと言われました。そこで急いで、それこそ半年ぐらいで論文を書かないといけなくなったのです。何について書くか、かなり悩んだのですが、アメリカの社会学者でウィルソンという人がいるのですが、その人の差別関係論について書くことにしました。というのは、1999年に私は共訳という形でしたが、ウィルソンの『本当に不利な立場に置かれた人々』という本を訳していました（訳書のタイトルは『アメリカのアンダークラス』です）。翻訳を進めるなかで、この本の内容が藤田さんの議論と非常に似ていることに気づいていました。

ウィルソンは、この本の中で、「アメリカの黒人というのは、例えば、福祉に依存している人が多いとか、犯罪を犯す人が多いとか、あるいは10代の女性で、結婚しないで子どもを産む人が多いとか、女性が世帯主となっている女性世帯主家族が多いとか、という具合にいろいろ深刻な問題を抱えているので、これを何とかしないとイケない」と言っていました。

ところが、ウィルソンのこういう主張に対しては、「それは黒人が問題の原因であるかのようにみなすことであって、結果的に「差別されている人」を攻撃するこ

とになるから、そんなことは言わないでおくべきだ。黒人には問題はないのだ。問題は社



会なのだ。あるいは人種差別なのだ。これがあるから、黒人は苦しんでいるのだ」という反論がなされました。「ウィルソンみたいに言うことは、白人側に同調することになるだけではないか。そういう「被害者を非難する」ような議論はだめだ」というわけです。

それに対して、ウィルソンは、『本当に不利な立場に置かれた人々』の後に書いた本の中で、「いや、そんなふうに、「社会が悪いのだ」とか、「人種差別があるからひどい状況に置かれているのだ」とか、そんなこと言っていたって、現実には、例えば犯罪が多いとか、生活保護世帯が多いとか、未婚の女性で婚外子を産む人が多いとか、そういう問題は解決しないではないか。こういう問題を自分たちの手でひとつひとつ解決していかないと、やっぱり、いつまでも状況はよくなるのではないかと反駁しています。ウィルソンのこういう議論は、藤田さんの「被差別側の「弱さ」」を指摘した議論を髣髴とさせるものです。ただ、藤田さんは、それにとどまらずに、差別側の態度の問題（「すり寄る」態度）をも指摘したうえで、このいびつな「差別—被差別」関係（「指導—随伴」関係）を克服する方法として「両側から超える」構想を提示していました。

ウィルソンの差別関係論について論文を書いた後、フランスのアルベール・メンミなどの差別理論を勉強する中で、どうも差別理論の流れとして、次のようなものがあるのではないかと思うようになりました。つまり、①まず、「差別があるのは「差別する側」が差別するからだ。だから「差別する側」の差別意識や偏見を問題にしよう」という差別論があって、次に、②「どうもそれだけではない。「差別される側」も差別されてきたことによって、いろいろ問題を抱えているので、それを見ないといけない」という議論が出てきました。ウィルソンの議論がまさにこれでした。そして最後に、③「「差別する側」と「差別される側」の双方の問題を見なくてはいけない。もっと言えば、双方の関係のあり方を検討して、それが双方にとってよいものにならないと差別をなくすことなどできない」という議論があります。これが藤田さんの「両側から超える」立場でした。このように整理する中で、私にはこのような差別理論の流れが仮説めいたものに思えてきました。

4. 「相互責任アプローチ」論に行き着く

このことを、もう少しはっきりさせたいと思っていたときに、エマーソンとヤンシーというアメリカの社会学者が書いた『人種の壁を超える—「相互責任アプローチ」論をめざして—』という新刊本の紹介が目にとまりました。「相互に責任を負うアプローチ」って、これは藤田さんの「両側から超える」立場に通じるものではないの

かと思いました。「相互に責任を負うアプローチ」とは、「「差別する側」と「差別される側」のどちらか一方だけが問題ではなくて、双方がともに自分の責任を果たさなくてはいけない」ということを言っているのではないのか」と思い、この本を手に入れて、読んでみたら、やはりそういうことが書かれていました。

この「相互責任アプローチ」論というのは、どこがすばらしいかという、これは、白人と黒人の学者が一緒になって書いたのですが、「黒人差別をなくそうとすれば、白人は、黒人の文化（思考様式）を理解した上で、いろんなことをやっていかないといけないし、黒人も、白人の文化を理解した上で、いろいろやっていかないといけない」ということを主張しているところです。

具体的には、白人は、黒人の「ものの見方」の中で、とりわけ特徴的な、「歴史的な文脈を非常に重視する」点を考慮しなくてはならない。「歴史的な文脈を重視する」のが黒人の文化（思考様式）の特徴なのだ。白人は、これを理解しなくてはならないということです。つまり、白人は、「黒人が、現在の差別は過去の差別、突き詰めれば奴隷制度と切り離すことができないと考えていること」を考えに入れな

といけ
ないの
です。そ
うした
とき
には
じめ
て、白
人
には、
な
ぜ、黒
人





が、自分たちの現在のひどい状況を良くするために、これまでに自分たちが受けてきた差別に対する補償を要求するのかが理解できるようになるのです。

では、黒人は、白人の文化のどういうところを理解しないといけないかという、それは、白人は、黒人と違って、「歴史的な文脈」は無視して、「個人の「業績」しか考慮しない」という点です。つまり、白人からすれば、黒人の現在の苦境はいわば「自業自得」とみなされているのです。すなわち、「かつて差別はあったかもしれないが、しかし、それは個人の現在の地位とは無関係だ。個人の現在の地位を決定するのは、その人の「業績」だけだ。現在、黒人がひどい状態に置かれているのは、黒人がしっかりしないからだ。ちゃんと勉強して、いい大学へ行って、いい会社に就職しないからだ。そうしないから黒人はこんなひどい境遇に置かれているのだ」。こういう白人の見方を、黒人は理解しないといけないということになります。こういう白人の価値観に照らしたときにはじめて、白人が、黒人に対して、差別の補償をすることなどまったく考えられないということが理解できるようになるのです。黒人が現在置かれている過酷な状態は、過去の人種差別の結果だとして、何らかの補償をするなどという発想は、白人からは出てきようがないのです。このことを、黒人は理解しないといけないのだというのが

著者たちの主張です。

では、具体的にどうすればいいのか。著者たちが提案している解決策というのは次のようなものです（解決策といってもこれはあくまで「相互責任アプローチ」がどういうものであるかを例示するためのものなのですが）。すなわち、「連邦政府が公共事業予算の10パーセントを黒人経営企業にまわすという形で、過去の人種差別に対する補償をするというのは現行のままにしたうえで、黒人経営企業の中でも競争力のない、不良な黒人企業が連邦政府の指定を受けないように手直しする。つまり、優良な黒人企業、競争力のある黒人企業だけが、連邦政府による指定の対象になるようにする」というものです。こういうふうに、優良な黒人企業のみを、指定の対象にするということは、属性だけでなく、「業績」も重視することですから、白人の思考様式は、ある程度考慮されたことになりすし、黒人の方はたとえば、たとえ不良な黒人企業は指定されなくなるとはいつても、補償措置そのものがなくなってしまうわけではないので、黒人の思考様式も考慮されたことになるのです。したがって、補償という枠組みは維持したままで、競争力のある黒人経営企業だけを指定の対象にするというふうに手直しをした解決策でいいのではありませんか、というのが著者たちの言い分です。

これまで、黒人と白人は、お互いに相手の思考様式などまったく考慮しないで、一方的に、自分たちの主張をして、それ

で終わりでした。これでは、どれだけこういうことを続けても、差別をなくすなんてできないでしょう。これに対して、著者たちは、「黒人と白人が、お互いに、たとえ、そうすることがいかにいやであっても、相手の思考様式を理解した上で、可能な限り相手の思考様式を考慮しつつ、どうしたらよいかを考えなくてははいけない」と主張しているわけです。

以上、差別理論の流れを見てきました。その結果、藤田さんの「両側から超える」立場というものが、かなりの普遍性をもっていることがわかったのではないのでしょうか。

5. 「一人の人間として」 どう差別問題と関わるか

次に、「同和教育の実践」という面から、「両側から超える」立場の普遍性如何を考えてみます。「同和教育の実践」といっても、私は、たいしたことはやっていないのですが、それでも学生に対して、同和教育の授業をやっていると、どうもこういふことは言えるのではないかと思えることが出てきます。

まず、部落民の類型を考えようとしたとき、4つに分けることができるのではないかとことです。これは、角岡伸彦さんの「被差別部落の青春群像」というルポを読んでいて思いついたのですが、自分が部落民であることを「名乗るか、名乗らないか」という点で、まず部落民を2つに分けることができるでしょう。「名乗らない」というのは、何か自分が部落に生まれた

ことに誇りがもてない、それを卑下するという気持ちがあるからで



しょう。つまり、自分が部落に生まれたことを卑下するがゆえに名乗らない。こういう人を、仮にA「卑下」型と呼ぶことができます。と思います。

次に「名乗る」というときに、まず部落に生まれたことを「誇る」から名乗るといふのがあふでしょう。次に、「誇りもしないし、卑下もしない」といふのが考えられるでしょう。「誇る」といふ場合に、「部落差別があるのは、部落の外の人があ差別するからだ」とみなして、ことさらに部落外の人たちを非難する人たちがいます。これをB「告発」型と名づけます。もうひとつは、「部落外の人間にも問題がないわけではないけれども、部落にもいろいろ問題がある」と考える人たちがいます。これをC「反省」型と言っておきます。最後に、「誇りもしないし、卑下もしない」といふのもあふでしょう。角岡さんのルポに出てくる部落の20～30歳代の人があこの中に入るのかなと思います。仮に、これをD「超越型」と名づけるとすると、この類型に入る人は、「自分が部落に生まれたことがピンと来ない、リアルに思えないので、部落民としてどう生きるかよりも、「一人の人間としてどう生きるか」が大事だと考える」よふな人たちです。

こういう部落民の4つの類型に対応する形で、部落外の人の中にも、類型を見出すことができるでしょう。A「卑下」型の人に対応するのは、部落のことをことさら悪く言う人たちでしょう(A´)。この人たちがよく言うのは「同和はこわい」ですし、部落の近くに住んでいる学生なんかがよく言うのは「同和はずるい」、税金とか払わないでうまいことやっているではないかというような人たちです。

B「告発」型に対応するのは、前に見たような「すり寄る」人たちでしょう(B´)。つまり、部落の人たちに無条件で同調する人たちで、学生の場合だと、差別や人権に関するビデオを見て、非常に模範的な感想文を書くような、優等生タイプといえますか、こう書けば先生は納得するだろうから、こう書こうと考える人たちが該当するでしょう。

C「反省」型に対応するのはどういう人たちでしょうか。C「反省」型が例えば、住田さんだとすると、それに対応するのは藤田さんになるでしょうね(C´)。学生の中に、C´の人をこれまで見たことはないです。大人でもあまりいないという気がします。

学生の中で多いのは「部落問題は年配の人の問題でしょう。自分たちより上の世代の人たちがぐずぐずして一向に解決しないから、私たちも付き合い合われているのです。私たちはもう関係ないです。私たちは、むしろ「一人の人間としてどう生きるか」を考えればいいのです。部落問題とかは、年配の人たちの問題で、もう授業で取り上げないでください」と言う人です。彼らは、D「超越」型に対応する

人たちと言えるでしょう(D´)。

藤田さんが言われる「両側から超える」立場の担い手は、<C—C´>ということができるでしょう。それに対して、若い人たちの中で、「両側から超える」立場といった時に、<D—D´>が、その担い手になるだろうと思います。しかも、この<D—D´>は、同和教育の場では、今や多数派です。したがって、この<D—D´>関係をいかによりよいものにしていくかが、今後の同和教育の帰趨を制するといってもよいでしょう。

その際のカギは、部落と部落外の「超越」型の若者がともに言う「一人の人間としてどう生きるか」という言葉にあるでしょう。「超越」型の部落の若者は「部落民としてどう生きるかよりも、「一人の人間としてどう生きるか」が大事」と言います。また「超越」型の部落外の若者は「部落問題を考えることは、「一人の人間としてどう生きるか」とあまり関係ない」と言います。

これら双方の若者に対して、「『一人の人間としてよく生きよう』とすれば、部落問題について考えることは避けられないのではないかと訴えていくことは可能だと思います。もちろん、この主張がどこまで説得力をもつものになるかは、また別の問題ですが、いまのところ、「『一人の人間としてどう生きるか』ということと『部落問題をどう考えるか』ということとは



相反しない」と言うことはできるのではないのでしょうか。もし、そう言うことができるとすれば、その限りで、「両側から超える」立場は、同和教育の実践の面から見ても、かなりの普遍性をもっているといえるでしょう。

これで一応、「両側から超える」立場の普遍性については、「差別理論の流れ」の面からと「同和教育の実践」の面から、かなりの程度、言うことができたのではないかと思います。

最後に、「両側から超える」立場の今後の展開を考えるにあたって、どうしても避けて通ることができないと思われる課題に触れておきたいと思います。

6. 「当事者主権」論 への異議

藤田さんは、「部落の人から、ことあるごとに「部落民でない、あなたに何がわかるか！」と言われて、非常に悔しかった」と、たびたび言われています。したがって、藤田さんが「両側から超える」立場を提唱されるにあたって、一番言いたかったことは「資格・立場というのは絶対ではない」ということではなかったのかなと思います。藤田さんは、このことを1987年から現在まで、25年間ずっと言い続けてこれたのだらうと思います。しかし、それはなかなか理解されなかったし、それどころか、今やそうではない、つまり「資格・立場は絶対だ」と昂然と主張する理論すら登場しています。

それが、上野千鶴子さんの「当事者主権」論です。上野さんのいう「当事者」と

は、「何らかの属性を持っていて、そのうえで、その属性を受け入れた人、つまり



その属性を主体的にとらえた人」のことで、す。ですから、例えば、何らかの障害はもっているけど、自分が障害をもっていることを受け入れていない人は「当事者」ではないということになります。要するに、上野さんのいう「当事者」とは、「ある属性を持った上で、その属性を主体的に受け入れた人」のことです。部落民に関していえば、「部落民として生まれて、自分が部落民だということを積極的に認めた人」ということになるでしょう。

上野さんは、これまで女性問題やフェミニズムの議論をずっとしてきました。そういう上野さんからすれば、女性は、長い間、それこそフェミニズムが大きな影響力をもつようになった近年まで「当事者」になることができなかつたのです。結婚した場合、夫が家を代表して、妻はその影に隠れてしまつて、妻が何か言つても、それはそれ自体として評価されることはありませんでした。だから、上野さんはここにこだわつて、「長らく「当事者」になれなかつた女性が、いまやっと「当事者」になれたのだ」と言いたいのです。上野さんにとって、女性のこういう「当事者性」は譲ることができないものです。したがつて、上野さんからすれば、男性は、たとえ彼がフェミニズムに理解があり、女性の運動を支援したとして



も、絶対「当事者」にはなれないのです。

「当事者主権」論というの

は、[A] なら [A] という属性を持ち、それを受け入れた人だけに関わる理論なのです。この場合、[非A] という属性を持つ人は、「当事者」になることはできません。上野さんは直接、藤田さんの議論に対して反論を加えてはいません。「当事者主権」論を全面展開した『ケアの社会学』（2011年）の「参考文献一覧」にも、藤田さんの本は出ていません。しかし、上野さんは2003年には岩波新書で『当事者主権』というタイトルの本を出しています。こういうタイトルの本を目にすると、多くの人が「やっぱり「当事者」が大事なのだな。支援者はいくらがんばったって「当事者」に従うしかないのだ」と思ってしまうでしょう。これでは、「藤田さんが25年間やってきたことは無駄だったのではないか」と思われてくるのではないのでしょうか。

私は、藤田さんの「両側から超える」立場を強く支持する者として、上野さんの「当事者主権」論に異議を唱えたいと思います。ひとつは、もし「当事者」とは「何らかの属性を持ったうえで、そのことを受け入れた人のみである」となったら、その属性を持たない人にとっては、「当事者」の問題というのは、つまるところ「他人事」にしかならないのではないか、ということです。例えば、障害者を介助している人がいて、その人がどんなに一生懸命介助

したとしても、その人が障害者でなければ、上野さんの言う「当事者」にはなれないわけで、そうすると、介助に関して何らかの問題が起こったときでも、最終的には「主権者」たる障害者がどうするかを決定することになってしまうでしょう。こうしたことが普通に行われるようになれば、障害者と介助者の間で何らかの対立が見られて、議論の応酬になったとき、障害者が「当事者でない者に何がわかるか！」と言うことも出てくるのではないのでしょうか。こうしたことがありうるということになれば、介助者のなかには最初から障害者のことを本気で、それこそ「自分の問題として」考える態度が見られなくなる可能性すら出てくるでしょう。

次に、上野さんの言う「当事者」つまり、何らかの属性を持ち、それを受け入れた人にして、「自分だけが『当事者』で、自分のような属性を持たない人は『当事者』ではないなどということ、私は認めたくない！」という「当事者」も出てくるのではないのでしょうか。こういう人に対して、上野さんはどう言うのでしょうか。まさか「あなたは『当事者』意識が希薄ですから、もっと『当事者』としての自覚をもって、非『当事者』に対して『主権』を行使しなさい！」とは言えないでしょう。

7. 「当事者主権」論から＜当事者相互主権＞論へ

「当事者主権」論というのは、上野さんがフェミニズムの研究者として、女性が

「当事者」になれなかった時代が長く続いてきたがゆえに、女性の「当事者」性を主張するために言い出したということは、十分納得できます。しかし、「当事者主権」という言葉が独り歩きするようになると、例えば介護の場面を引き合いに出せば、介護される人が「主権者」で、介護する人は、つねに介護される人の立場を最優先して介護すべきだということになります。場合によっては、それが無理なときもあるでしょう。それを無視して、「当事者主権」論をさらに強固なもの、いわば原理めいたものにしていくと、「そうか、では、介護される人たちが『主権者』なのであれば、『主権者』ではない、介護する人たちは、介護される人たちの言うことを聞くことがすべてなのだ」とならないとも限りません。そうしたとき、いろんな困った事態が生まれるのではないのでしょうか。最悪の場合、介護する人の側には「無気力」が見られ、介護される側には自らの「特権視」が見られるようになることも考えられます。

私は、たとえ何らかの属性を持たなくとも、その属性を持つことがどういうことであるかを深く理解したうえで、その属性を持つ人たちと一緒に何らかの取り組みを行っている人たちであれば、〈当事者〉とみなしていいのではないかと思います。したがって、たとえ女性でなくても、女性であることがどういうことであるかを深く理解したうえで、女性の権利向上のために何らかの運動を行っている人は〈当事者〉とみなしてもいいのではないのでしょうか。また、たとえ障害者

でなくても、障害を持つことがどういうことであるかを深く理解して、障害者の介助を行っている人は、〈当事者〉と断言していいでしょう。さらに、たとえ部落に生まれなくても、部落民として生きることがどういうことなのかについて深く理解したうえで、部落差別の克服のための取り組みを行っている人は、〈当事者〉と認めていいのではないのでしょうか。

しかし、残念ながら、こういう主張は、これまででもそうだったように、今後もなかなか認められることはないでしょう。藤田さんの「両側から超える」立場の根底には「資格・立場の絶対化を否定する」という主張があります。「資格・立場の絶対化の否定」とは、言い換えれば「『当事者主権』論の否定」のことです。したがって、「両側から超える」立場がめざすのは、「当事者主権」論ではないということになります。では何をめざすのかといえば、それは〈当事者相互主権〉論とでもいえるものになるでしょう。こういうことを言えば、必ず、「お前はなんて無謀なことを言うのだ。〈当事者相互主権〉なんてあり得ない！」という非難が湧き上がるでしょう。しかし、「両側から超える」立場の根底に「資格・立場の絶対化の否定」の主張がある以上、非難は覚悟のうえで、今後も議論を推し進めていくしかないのではないのでしょうか。



書評・この1冊

「内部被曝の真実」

著：児玉龍彦

7月13日、協会の新たな事業として「3.11」を考え続けるシリーズ・その1が開催されました。「ミツバチの羽音と地球の回転」でその名を広めた鎌仲ひとみ監督の最新作「内部被ばくを生き抜く」の上映会を行いました。参加者の人数は多くはありませんでしたが、上映後には理事の西村寿子さんに進行役をお願いして、参加者同士で意見交換などをおこない、それぞれの思いを語っていただくことができた有意義な時間だったと思います。

映画本編にはさまざまな立場で原発事故に関わった4人の医師（肥田舜太郎さん、鎌田實さん、スモルニコワ・バレンチナさん）が出ており、児玉さんもそのうちの一人です。

本書の第一部は7月27日衆議院厚生労働委員会で児玉さんが参考人としての意見説明および質疑応答の様子が掲載されています。Youtubeでもご覧いただけますし、既にご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。映画の中の児玉さんはとても穏やかで優しい口調でしたが、厚生労働委員会で話す児玉さんは早口で淡々とした口調で、怒りを抑えるのがやっとといった感じがしました。

低線量による長期的な被ばくが危険だということをご存じだと思いますが、その事実をチェルノブイリ原発事故によって子どもの甲状腺がんや、チェルノブイリ膀胱炎が増加したことを例に三部、四部で書

かれています。しかし、こういった症状が認められたのは事故から20年後でした。福島では事故から半年も経たない

うちに、母親の母乳からセシウムが検出され、子どもの尿からもセシウムが検出されました。

牛からセシウムが検出されたとき、同じように現地を走り回っていた人たちもたくさんいたはずです。被害者である農民があたかも原因だったかのように、「生産者としての責任感を欠いた」といった社説もありました。放射能による食品汚染は決して個人の責任や地域の問題ではないのです。個々の問題として考えている限り、解決策は生まれません。

今から20年後の2032年にチェルノブイリ同様、さまざまな症状を訴える人たちが増えてくるはずです。そんなとき、この国は国民と真摯に向き合うのでしょうか。



事故当時の首相も大臣も東電の社長も原発を推進してきた人たちが20年後も生きていたとは思えません。あくどい人間ほど長生きするから、もしかしたら生きていたかもしれませんが、生きていたとしてもきっと、「記憶にございませぬ」という常套句を連発することでしょう。

毎週末、福島県で除染作業をおこなっている児玉さんは、本書の最後を「人が

汚したものを人がきれいにできないわけがない」と結んでいます。内部被ばくの問題をはじめ、がれきの問題や原発敷地内の第一線で働く人たちの労働環境の問題など、問題が山積みですが、自分に何ができるのかを常に問うことの大切さを痛感させられました。「シリーズ・その2」のテーマも模索中です。

【森山 輝子（事務局）】

豊中地域から

1922年3月3日、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と人間の尊厳と平等をうたいあげて全国水平社が創立されて、今年で90年になります。水平社の原点や先人の闘いなどを知り、自分たちのことを考えるきっかけになればと、「解放ジュニア」の呼びかけで地域のおとなの人たちと一緒に5月26日、西光万吉さん・坂本清一郎さん・駒井喜作さんの出身地であり、水平社発祥の地、奈良県御所市柏原の水平社博物館へ行って来ました。

博物館に入ると、坂本清一郎さんの「回想録」、小学校に入学間もない頃、上級生や信頼していた先生に差別され、学校から帰り、お母さんに「なぜ嫌われたり、いじめられたりするのかわかるのか」聞いたとのプロローグから始まり、水平社創立までの歩み、創立大会の様子、各地の活動などが手紙やパネルで展示されていました。中でも創立大会にタイムスリップした

水平社発祥の地を訪ねる

かのように感じられるファンタジー



は3D映像で1922年の水平社創立大会の様子が再現されていて、演説に「そうだ、そうだ」と声が出るくらい臨場感あふれていました。

参加したメンバー（2才から88才）1人ひとり、聴いたこと、見たこと、感じたことが毎日の生活、これからの人生の糧になればいいなと思います。そして、2013年、豊中水平社創立90周年の取り組みに生かせたらと思います。

【酒井 留美（事務局）】

蛍池地域から

盛大に納涼祭を開催

十八中校区「子育てふれあいの会」の構成団体 27 団体とボーイスカウトやガールスカウト・消防団などで構成された、蛍池納涼祭実行委員会の主催で、7月28日に「蛍池納涼祭」を開催しました。

毎年、たくさんの方々に参加いただいている納涼祭ですが、参加者の増加に伴い、改善しないといけない部分も多く、今年も、自転車の乗り入れ後の人の流れを改善するために、模擬店の配置を変えました。高齢者特別席もなるべく、ステージ上の表現発表が座っていても見えやすいようにと設置場所を少し変えてみたりなどしてきています。

今年度は、子どもたちの夏休みが始まって1週間後の開催となったこともあり、昨年よりは少し参加者が少なかったように感じましたが、午後5時から8時30分まで会場は約3,700人で埋め尽くされました。

出演は、地域の保育所や小学校・中

学校の子どもたちが中心ですが、近隣の府立高校のダンス部の生徒さんたちや、私立の中学・高校のチアリーダーの皆さんの演技なども発表されました。模擬店には構成団体や構成団体の声かけで出店していただいた方々に、子どもたちが楽しめるゲームや安価での食べ物や飲み物等を出店していただきました。

今後も、このような、地域全体で取り組む事業等を通して、地域の住民や子どもたちを人権の視点で見守り、協働で支え合っていく地域づくりができるような関係づくりをしていく為にも、取り組んでいきたいと思いました。



【福島 智子（事務局）】

お知らせ

老人憩の家・浴室設置工事について

轟温泉は、人権と福祉のまちづくりの重要な施設として位置づけられ、地域の公衆衛生と健康の増進をはかり、住民の世代間交流を深める場として大きな役割を果たしてきました。しかし、年々利用者が減少し、運営していくことができなくなりました。そのため、轟温泉がこれまで担ってきた役割を維持していくため、人権まちづくりセンター老人憩の家に浴室を設置することになりました。

工事期間（予定） 2012年9月～2013年3月

工事期間中は、老人憩の家・人権まちづくりセンター駐車場は使用できません。みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

オスプレイ岩国陸揚げ

市長と知事 防衛相に抗議へ

米海兵隊の垂直離陸輸送機MV22オスプレイ12機を載せた民間貨物船は23日朝、米軍岩国基地（山口県岩国市）に到着し、オスプレイは陸揚げされた。相次いだ墜落事故による安全性への疑念から、地元だけでなく管内からも批判が出る中で強行輸入に入った。

（9）、11日に開通予定

△ボートなどで近江町域外で地上着陸をし、岩国基地からは抗議集会に参加する市民らがプラカードなどを掲げて「陸揚げ反対」を訴えた。

△山口県の平賀成知事と一四日中にも上京し、森本防衛相に抗議する方向で調整する。

△また、井沼市長は本防衛相が地方の意向を聞き止むと宣言しながら、一方でスケジュールありきで輸入された。怒りを覚える。

△岩国基地にオスプレイを配備するに際し、岩国市と岩国市市長は「地元の切実な思いを聞き、政府に対して安全が確保されない限り、オスプレイは陸揚げさせない」という覚悟を示した。

△岩国市市長は「オスプレイの配備は、岩国市の安全を脅かす」として、岩国市議会が「オスプレイ配備反対」の決議を採択した。

△岩国市市長は「オスプレイの配備は、岩国市の安全を脅かす」として、岩国市議会が「オスプレイ配備反対」の決議を採択した。



7.23

記事に書かれたとおりである。2012年7月23日の早朝、米軍海兵隊の垂直離陸型輸送機MV22こと「オスプレイ」12機が山口県の岩国基地に陸揚げされた。相次ぐ墜落事故による安全性への疑念から、多くの反対の声が上がっている中で強行陸揚げである。今後は沖縄県の普天間基地等を中心に配備され、10月から運用が開始される予定だそうだ。

これに対して沖縄県では市民だけでなく、仲井真弘多沖縄県知事や全県議会議員、各市町村の首長全員が反対の意思を表明しているが、現防衛大臣を始め、今の日本政府を見ていると、残念ながら早かれ遅かれ配備されることになるだろう。

このオスプレイについては試作機の段階から、現在判明しているだけで8回もの事故を起こしており、アメリカ国内では「ウイドウメーカー（未亡人製造機）」や「死の罌」、または「空飛ぶ恥」と呼ばれているような、非常にトラブルの多い機体である。この4月にはモロッコで米海兵隊のMV22型、6月にはフロリダで米空軍が所有するオスプレイCV22型がそれぞれ墜落事故を起こし、死者まで出しているそうだ。もちろん、僕自身はオスプレイの性能等については詳しくは分からない。また、これまでの事故の原因についてもパイロットの操縦ミスによるものもあったかもしれない。しかし、これまで8回もの事

故を起こしており、安全性について不安視されていることは事実である。

米軍はこのような危険なものを日本に持ち込み、日本政府もそれを認めようとしている。現在、沖縄には普天間基地を始め、多くの米軍基地が存在しており、民家の上空には毎日多くの米軍機が飛び交っている。このままいけば「クリアゾーン」と呼ばれる、アメリカ国内なら米軍の施設も含めて何も設置してはいけないよう

なエリアにまで、多くの民家が立ち並ぶ沖縄の上空にまでオスプレイが飛び交うことになる。

インターネットには、一部で「日本のマスコミによって煽動されたオスプレイ恐怖症」や「危険神話はすでに過去のもの」、また「事故が起こる確率よりも日本国内にオスプレイを配備するメリットの方が大きい」などといったオスプレイの配備を歓迎するか

のような書き込みが見られるが、もし、自分の住んでいる土地の上空にオスプレイが飛ぶことになったとしても同じことが言えるのだろうか……。オスプレイが飛ぶのは沖縄の空だけではない。現在、日本全国7ルートでのオスプレイの超低空飛行訓練が計画されているそうだ。これは決して「沖縄だけの問題」や「他人事」ではないのだ。

【重本 洋輔（事務局）】

あ・と・が・き

■まだ夏の暑さが残りますが、季節は確実に移っています。さて、36号も満載になりました。啓発・研修は結果を出すのはなかなかですが、倦まず弛まず継続すること、創意工夫を怠らないことが大事だと、谷村さんの奮闘ぶりを思い浮かべながら自戒させられます。大阪人にはなじんだ町も、一皮剥けば驚くような発見があります。西田さんの町の歴史と人権をひもとくガイドにワクワクします。私たちは誰一人として一人では生きていけません。人とつながり、助け合い、支え合って生きています。一番大切なことが忘れられ、弱まっているとの高野さんのご指摘に納得しつつ、回復する回路を活性化しなければと思います。■山本さんからご寄稿いただきました。「同和問題解決推進協議会」で2年間、ご一緒させていただいたご縁です。何度かお話する機会がありましたが、そのたびに「生ぬるい！」とお叱りを受け、口角泡飛ばす激論に至ることもありました。差別や人権について、強く熱いハートを持った方です。そして、吟ずる俳句は一流です。■96才の現役ジャーナリスト・むのたけじの話は聞いてみたかったですね。92才の報道写真家・福島菊次郎のドキュメンタリー映画「ニッポンの嘘」もいいです。8月20日、シリアでジャーナリストの山本美香さんが銃撃され、死亡しました。狙い撃ちにされたとの報道もあり、彼女のカメラが捉えるものを政権側が怖れたのかもしれませんが。福島さんも暴漢に襲われたり、自宅に放火されたりしていますが、真実の追求が時の政権の恥部

やタブーに及ぶと、権力は牙を剥くということだと思えます。■平川さんをお招きした「部落問題は今、研究会」は、



平川さんのお人柄がにじみ出るような、とてもいい雰囲気の会になりました。原稿をお送りして校正をお願いしたところ、丁寧に加筆していただき、見違えるような名文になって返ってきました。じっくりお読みいただきたいと思えます。■ところで、「部落解放理論」が取りざたされなくなってもうずいぶんになります。「随行者」でよしとしている人々からは、新鮮な問題提起はあろうはずありませんが、藤田さんや平川さんのようなお人は「異端」として排除・無視されるのが、「部落解放運動界」のルールのようなのです。しかし、それをよしとしている限り、部落問題の解決はおぼつかないでしょう。だから、胸襟を開いて、オープンな議論をすべきだと思います。投げた石は波紋を描かずに、そのまま沈んでしまうかもしれませんが、懲りずに投げ続けたいと思います。■事務局員の森山が産休に入りました、9月からアルバイトとして、菅原さんと大城さんにそれぞれ週一日ずつ来ていただくことになりました。お二人とも新進気鋭の研究者です。出会いが刺激となり、新しい何かが生まれることを期待しています。次号は12月です。（ささき）

一人で悩まないで

人権相談をご利用ください
今年度から、日時・場所等を拡充しました。

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

と き：月曜・水曜・金曜日（9時～17時）

と ころ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電 話：06-6841-2315

●出張相談

と き：毎月第2・第4木曜日（13時～15時）

と ころ：豊中市役所第2庁舎1階市民相談課

2. 人権相談（自主事業）

と き：月～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

と ころ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電 話：06-6841-5300、メール：jinken@tcct.zaq.ne.jp

人権相談の現場から・・・

件数は少ないですが、部落や在日外国人ということで、結婚を破談にしたいとか、籍を抜きたいなどの相談もあります。なぜそう思うのか？をいろいろ聞いていきますと、これまでの出会いの中で、差別的な意識をもっておられることがあります。そして、お話の中で「差別はいけないとわかっているんです。でも、自分にふりかかって

くるとダメなんです。」と言われます。中には、本などを読んで学習する事で、前向きな気持ちに変わる方もおられます。

相談者の話をよく聞き取り、共感しつつ、差別や人権侵害は、当事者だけでなく、周りの人をも傷つけ、不幸にすることに気づいてもらえるように心がけています。（相談員：福島）

●編集・発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806